

京都市における食品ロス削減の取組について



84世帯(230人)・3日分の手付かず食品(平成27年度調査)



めぐるくん



京都市
CITY OF KYOTO



こごみちゃん

写真①：家庭ごみ細組成調査（1980 -）



写真②：家庭ごみ細組成調査



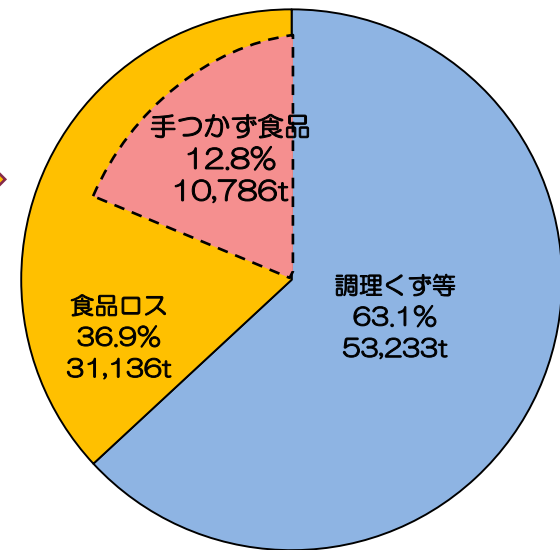
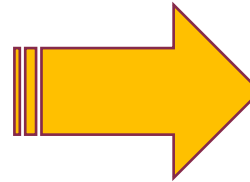
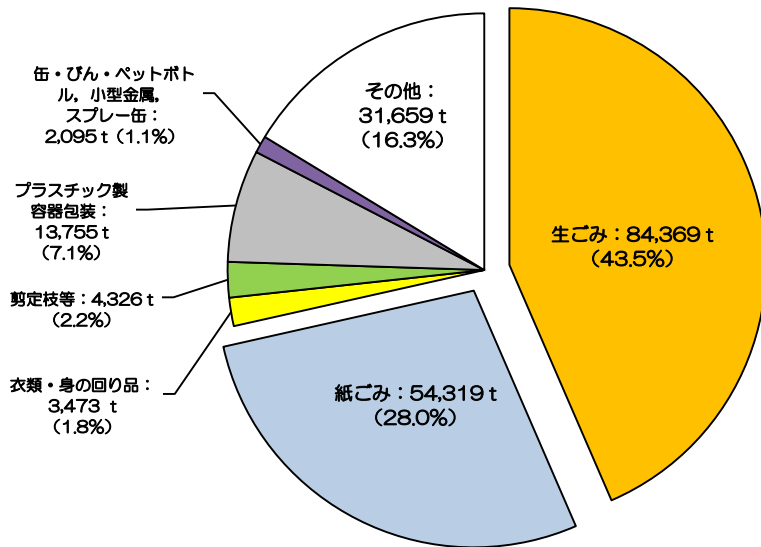
調査はたくさんの人に支えられています。



家庭ごみの現状と課題

■ 燃やすごみの組成（平成27年度）

- ・ 生ごみが約44%，紙ごみが約28%と多く排出。
- ・ 生ごみの内訳は，調理くずが約63%で，残り約37%は食品ロスであり，手付かすのまま廃棄された食品は約13%を占めた。



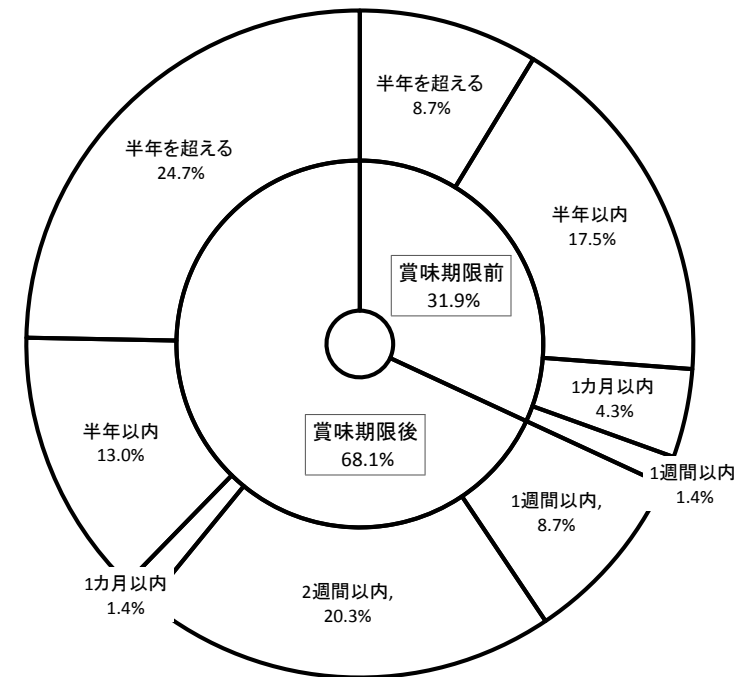
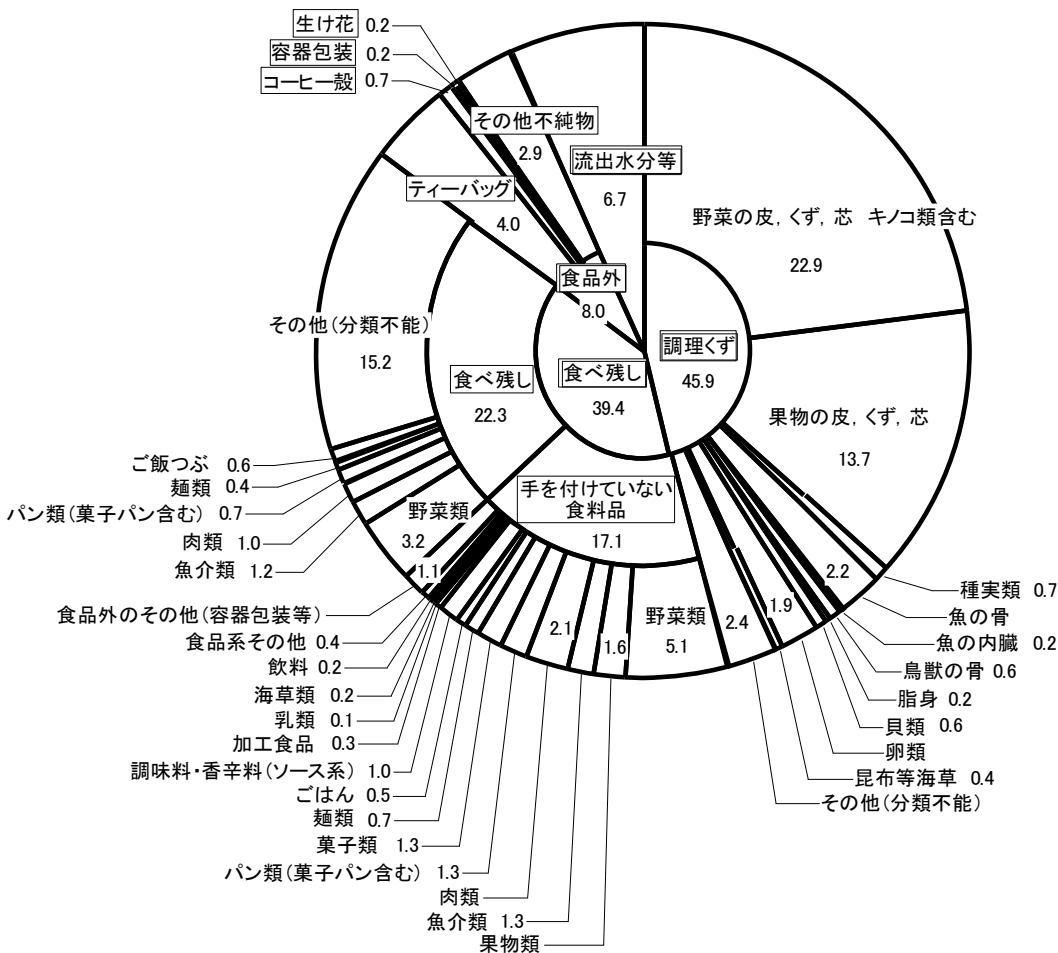
燃やすごみ（約19.4万トン）の内訳
（平成27年度）

家庭からの食品ロス排出実態

- 食べ残し、手付かず食品ともに、排出割合が最も高いのは**野菜類**【図①】
- 手付かず食品のうち、**賞味期限前のものが約3割**。賞味期限後2週間以内のものも約3割【図②】

■ 生ごみの詳細な組成(重量ベース)【図①】

■ 手付かず食品の賞味期限と排出日(個数ベース)【図②】



<出典：平成24年度京都市調査>

食品ロス削減の取組① ～生ごみ3キリ運動～

- 食材を使い切る「**使いキリ**」，食べ残しをしない「**食べキリ**」，ごみとして出す前に水を切る「**水キリ**」の3つの「キリ」を推進する「**生ごみ3キリ運動**」を平成24年度から実施
- 具体的には，商業施設での店頭**キャンペーン**の実施，**生ごみスッキリ情報館**の開設，「生ごみ3キリ」を分かりやすく説明する**啓発アニメ動画・テーマソング**のインターネット配信など，啓発運動を幅広く実施



生ごみスッキリ情報館

<http://www.sukkiri-kyoto.com>

京都市 生ごみスッキリ

検索



『3つの“キリ”』
詳しくは
WEBへ

生ごみ減量に関するホームページがオープン!
情報満載、ぜひのぞいてみて下さい!

※ コンテンツを変更
することがあります。

主な
コンテンツ

- ・食品店での買い物の技
- ・食品別、保存の技
- ・冷蔵庫・冷凍庫片付け術
- ・買わずに手作り&残り物アレンジ術
- ・キャラクターページ
- ・The!水切りの術

食品ロス削減の取組② ～「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度～

「生ごみ3キリ運動」を推進している飲食店や宿泊施設を、「食べ残しゼロ推進店舗」として認定する制度を平成26年度から実施（平成28年10月末現在：257店舗）

認定条件

- ① 食材を使い切る工夫 ② 食べ残しを出さない工夫 ③ 宴会、冠婚葬祭での食事等における工夫
- ④ 食べ残しの持ち帰りができる工夫 ⑤ ごみ排出時の水キリ等の工夫
- ⑥ 使い捨て商品の使用を抑える工夫 ⑦ 食べ残しゼロに向けた啓発活動
- ⑧ 上記以外の食べ残しを減らすための工夫

2つ以上
実践！



■ 認定された飲食店・宿泊施設では、次の3つの取組を実施



交付されたステッカー等を
店舗に掲示



取組内容について、来店者・
宿泊者へ積極的にPR



選択した取組を積極的に行い、
生ごみ等の発生抑制を实践

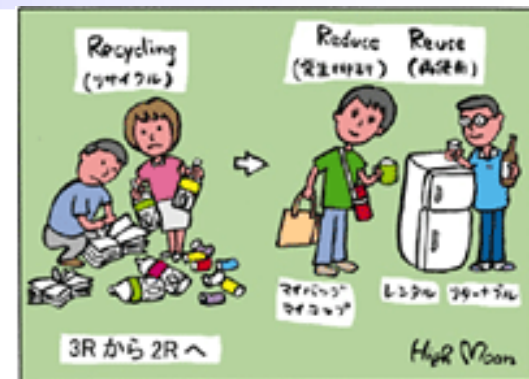
京 都 市
食 べ 残 し
ゼ ロ  京
推 進 店 舗



認定書・ステッカー、
持帰り容器等を交付

新たなごみ減量・分別の仕組み（条例改正-愛称しまつのこころ条例）

ピーク時からの「ごみ半減」に向け、ごみ減量を加速させるため、2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱として、平成27年10月から、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」（「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の愛称）を施行しました。



2Rを中心とする取組

ごみ減量について、重点化すべき**6つの分野**（①ものづくり、②食、③販売と購入、④催事（イベント等）、⑤観光等、⑥大学・共同住宅等）における、**特に重要な29の取組**について、次のことを条例に掲げました。

（1）実施義務・努力義務

- ・ 関係事業者等の皆様に実施していただく取組（実施義務：8項目）と、実施に努めていただく取組（努力義務：21項目）を設定
- ・ 市民の皆様には、関係事業者等の皆様の実施義務8項目と「対」になる取組を、実施に努めていただく取組として設定

（2）報告義務

実施義務・努力義務の取組について、一定規模以上の関係事業者（**飲食、小売、旅館等及び大学**）から、**当該年度の実施計画と前年度の実施状況**を市に報告（報告された内容を、市がとりまとめて公表）

（3）市民モニター制度

関係事業者等（**飲食、小売、催事主催者**）による**取組の実施状況を把握**するための市民モニター制度を創設

条例改正の主な内容 ごみ半減をめざす～しまつのこころ条例～

- 2Rと分別・リサイクルの促進の2つの柱とした、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」に改めた。
(平成27年10月施行)
- 市民、事業者に対して、努力義務及び実施義務を課しており、食品ロス関連項目は下表のとおり。
- この「しまつのこころ条例」という愛称は、ものを粗末にせず、大切にし、心豊かに暮らすことをはじめ、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの定着を目指すという思いを込めて命名。

	実施義務	努力義務
飲食業	食べ残さない食事を促進するためのPR（小盛りメニューの紹介、本市作成のPR媒体の配架、掲示等）	食べ切れなかった料理の持帰りを希望される方への対応（持帰り容器の提供等） （市民の取組） 食べ残さない食事の実践
小売業	ごみの少ないお買い物又は資源物の回収を消費者に促進するためのPR	量り売りや簡易包装、省容器包装販売の推進 食料品の見切り販売（賞味期限の近い商品の値引き等）の実施 食料品の欠品理由の表示など、廃棄ロスを抑えた販売の実施についての消費者への説明

食品ロスの削減に関する取組(実施義務, 努力義務)

「新・京都市ごみ半減プラン」の策定

- ごみの市受入量をピーク時（２０００年）の半分以上に削減するなどの数値目標と、新しいごみ減量施策を盛り込んだ、「新・京都市ごみ半減プラン」（２０１５－２０２０）を策定
- 国内で初めてとなる、「食品ロス」の削減についての数値目標も設定

新・京都市ごみ半減プラン

— 京都市循環型社会推進基本計画(2015-2020) —

～ 資源の更なる有効利用と環境負荷の低減を目指して ～



2015年3月 策定！

■ 主な数値目標（単位：万トン）

	2000年度 （ピーク時）	2013年度 （実績）	2020年度 （目標）
ごみの 市受入量	82	47.2	39
ごみ焼却量※	76	44.4	35
食品ロス 排出量	9.6	6.7	5
紙ごみ 排出量	22	14	10
温室効果ガス 排出量	27	12	8

ピーク時から概ね半減！

※ ごみ焼却量は、市受入量から、缶・びん・ペットボトル等の市による資源化量、バイオガス化によりエネルギー回収される量、直接埋立量を除いた量

平成28年度予算におけるごみ減量に関する新規・充実事業

- ピーク時からの「ごみ半減」に向け（H12：82万t⇒H26：46万t⇒H32目標：39万t），2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱とする，**ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」と、これを具体化した「新・京都市ごみ半減プラン」**を推進
- 平成27年度は，10月から施行した**条例の周知・啓発を徹底して実施**するとともに，**食品スーパーにおけるレジ袋有料化の市内全店舗への拡大，食品ロス削減等減量メニューの検討**等を実施

条例・プランに掲げる主なごみ減量施策

2Rの促進

- ・ 重点的に取り組む6つの分野（①製造、②食、③小売、④催事等、⑤観光、⑥大学・共同住宅等）における事業者等の実施義務・努力義務，報告義務，市民モニター制度
- ・ ピーク時からの**食品ロス半減**に向けた取組の推進
- ・ レジ袋の有料化等，**レジ袋削減の取組強化**

分別・リサイクルの促進

- ・ **分別の義務化**とその**周知・啓発の徹底（マンション対策含む。）**
- ・ 市民の自主的な**分別・リサイクルを促進する仕組みの拡充**・強化（紙類，古着，**せん定枝**，小型家電，電池，水銀含有廃棄物等）

平成28年度予算における新規・充実事業

条例・プランに掲げる施策のうち，強化・充実が必要な施策（左記**朱書き施策**）について事業を実施

<観光>

- （1）エコ修学旅行の推進

<食品ロス半減>

- （2）高齢者入所施設における食品ロス削減モデル事業

<食品ロス半減，分別義務化，大学・共同住宅等，周知・啓発の徹底等全般>

- （3）「便利でお得！京都市ごみ半減・こごみアプリ」（仮称）の制作・運用

<製造，食，小売，催事等，レジ袋削減等の取組強化，周知・啓発の徹底>

- （4）レジ袋削減等2Rに関する啓発媒体作成等

<2Rの効果検証>

- （5）ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」等2Rの取組によるごみ減量効果の検証調査

<せん定枝の分別・リサイクルの促進>

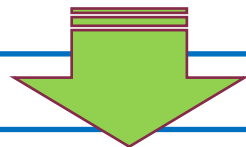
- （6）せん定枝の分別・リサイクル推進事業

おわりに ～食品ロスの削減に向けて～

○「食品ロス削減」は、他の資源物の分別・減量とは異なる難しさ

○京都市の強みは？

- ・「もったいない」「しまつの心」などの生活文化
- ・学区（おおむね小学校圏域）ごとにある「地域ごみ減量推進会議」
- ・事業者の協力、活発な民間活動
- ・大学のまち（研究成果・情報）
- ・区ごとにある環境拠点「エコまちステーション（14箇所）」と、収集拠点「まち美化事務所（7箇所）」



○「食品ロス削減」なくして、ごみ減量の目標数値の達成や持続可能な循環型社会の実現は困難 →市民、事業者の皆さんによる「実践の輪づくり」

○「食品ロス削減」の課題は、環境政策だけでは解決しない

→環境教育、食育、福祉、流通、消費生活など「全庁横断的な取組」

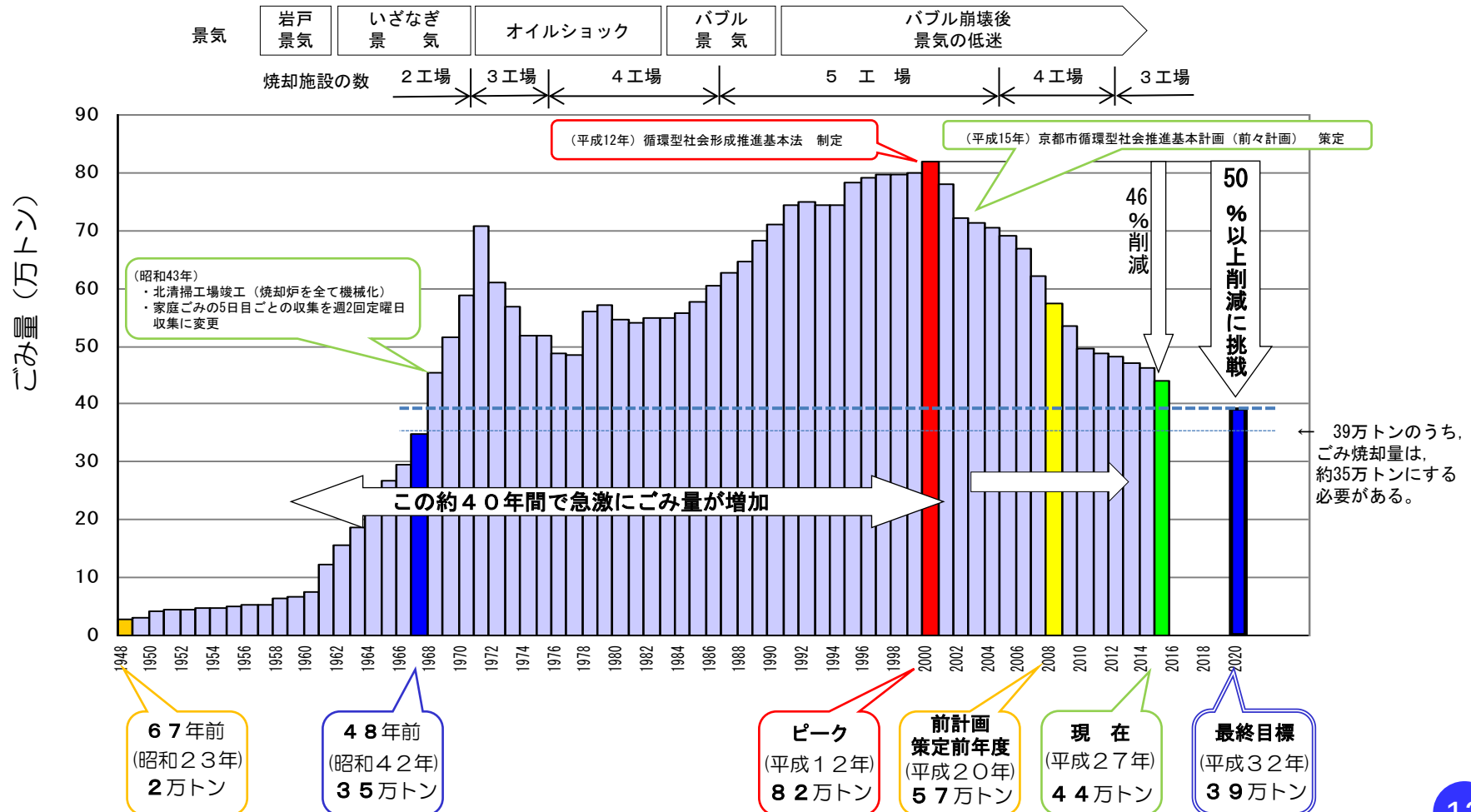
○今後の取組（検討中）

- ・商習慣の在り方を検討するための市民意識や行動変容の把握、事業者による取組への支援
- ・フードバンク等の民間団体活動との連携や支援
- ・市民、事業者の皆様の理解促進のための効果的な周知・啓発

- 1 京都市のごみ量の推移 ～ピーク時から4割削減～
- 2 京都市のごみ量の内訳
- 3 京都市の主なごみ減量施策の変遷

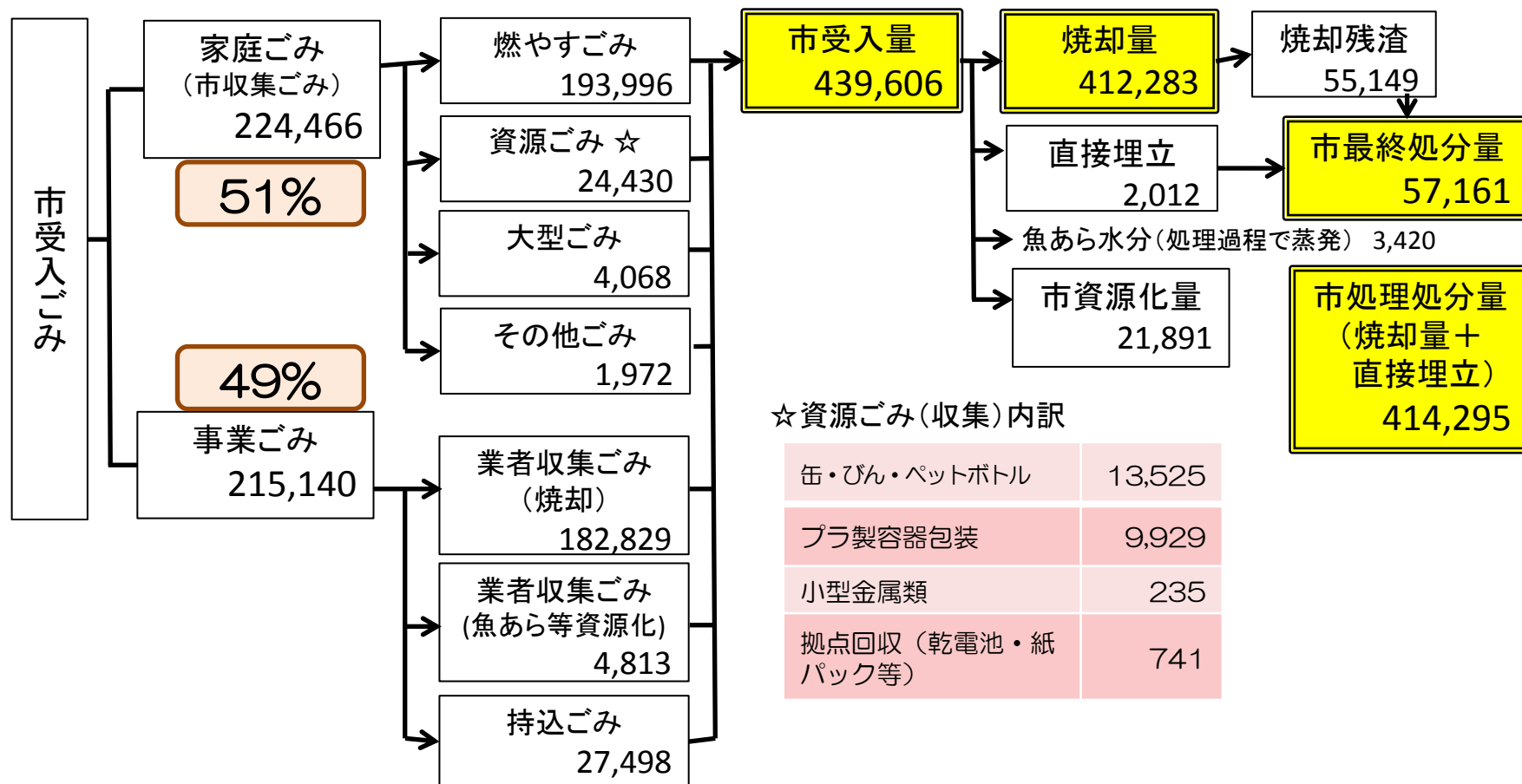
京都市のごみ量の推移 ～ピーク時から4割削減～

- ・京都市のごみ量（市受入量）は、平成12年度のピーク時から、4割削減を実現
- ・クリーンセンター（焼却施設）を、ピーク時の5工場から3工場に減らし、年間106億円のコスト削減
- ・一方、将来、クリーンセンターの大規模改修の際には、2工場で処理する必要があり、半減を目標に
- ・また、本市の唯一の最終処分場をできるだけ長く活用していくためにも、更なるごみ減量が必要



京都市のごみ量の内訳

<平成27年度>



- 市が受け入れるごみは、家庭ごみと事業ごみの2種類があり、量はほぼ同じ5割となっています。
- 業者収集ごみには、一部のマンションのごみが含まれています。

京都市の主なごみ減量施策の変遷

(年号は平成)

家庭ごみ

- 9年10月 缶・びん・ペットボトル(混合)分別収集
- 9年10月 大型ごみ有料化
- 18年10月 家庭ごみ有料指定袋制
- 19年10月 プラスチック製容器包装分別収集
- 22年 4月 環境拠点「エコまちステーション」を各区役所・支所内に設置
- 22年10月 エコイベント実施要綱策定
- 24年10月 「生ごみ3キリ運動」開始
- 25年 9月 有害・危険ごみ等の移動式拠点回収を本格実施
- 26年 6月 雑がみ分別・リサイクルの全市展開
- 27年10月 資源ごみの分別を条例で義務化

事業ごみ

- 20年 4月 業者収集ごみ手数料改定(100kgまでごとに500円→650円)
- 20年10月 告示産廃搬入上限量引下げ(一事業者あたり50t/月→20t/月)
- 21年10月 持込ごみ手数料再改定
- 21年10月 告示産廃受入停止
- 22年 6月 業者収集ごみの透明袋制
- 23年 4月 業者収集ごみ手数料改定(100kgまでごとに650円→800円)
- 24年 4月 ごみ減量・3R活動優良事業所認定制度の創設
- 26年 4月 業者収集ごみ手数料改定(100kgまでごとに800円→1,000円)
- 27年10月 新聞・雑誌・ダンボールの分別を義務化
- 28年 4月 雑がみの分別を義務化

御清聴ありがとうございました

